

Q & A その4

	Q	A
1	<p>なくす会の訴訟に参加する予定で、ライフティ（株）に対して「通知書」を送付した場合、訴訟が長引いている間に信用情報機関に延滞情報が登録され、クレジットカードが利用できない状態になることはありませんか。</p>	<p>同じような不安の質問が多数寄せられていますので、ライフティに対し、当会の通知書を送付した対象消費者については支払請求を停止すること、また、延滞情報の登録をしないことを申し入れたところ、ライフティから当会の申し入れどおりの回答を得ました。</p> <p>対象となる契約者は、</p> <ul style="list-style-type: none">・当会の「事前登録のご案内」2頁に記載した契約者であること・「事前登録のご案内」に掲載してある当会の「通知書」をビューティースリー破産管財人とライフティの両方に送付してあること <p>となります。支払いを停止するという「抗弁書」だけでは不十分ですので、必ず当会の「通知書」を送ってください。</p> <p>●当会の「事前登録のご案内」2頁に記載した契約者はこちら</p> <p>●当会の「通知書の記載例」はこちら</p>